

地方有識者と公正取引委員会との懇談会で出された主な意見等について

平成25年1月16日

公正取引委員会

公正取引委員会は、毎年度、全国各地において経済団体代表、消費者団体代表、学識経験者等の有識者と当委員会の委員等との懇談会を開催することで、各地区の実情や幅広い意見・要望を把握し、独占禁止法及び下請法の運用にいかしています。

平成24年度においては、各地区における有識者との懇談会を平成24年11月に別紙1のとおり開催しました。これらの懇談会において有識者から示された主な意見等の概要は以下のとおりです（各地区の懇談会で示された主な意見等については別紙2のとおりです。）。

公正取引委員会としては、これらの意見等を踏まえて、今後とも独占禁止法及び下請法の的確な運用に努めてまいります。

1 独占禁止法

- ・ 協同組合の連合会にはかなりのパワーがある。そこで優越的地位の濫用が行われていないか、きちんと調査をしてほしい。（旭川市）
- ・ 東日本大震災復興事業について、岩手県、宮城県と福島県が発注する物件の落札率は震災前と比較して高くなっている。談合が行われていないか、原材料・資材の価格カルテルが行われていないか調査し、復興予算が無駄に使われないようにしてほしい。（盛岡市）
- ・ 消費税率の引上げに伴い、公正取引委員会や関係機関には、消費税率の引上げ分が適正に転嫁されるよう普及啓発活動を行うとともに、転嫁拒否行為に対する取締り・監視をしっかりと行ってほしい。（宇都宮市）
- ・ 公正取引委員会が9月に公表した「電力市場における競争の在り方について」の提言が実効性を伴うものとなるようにしてほしい。（宇都宮市）
- ・ 平成21年に公正取引委員会に優越的地位濫用事件タスクフォースが設置されて以降、優越的地位の濫用に関する措置件数は大幅に増加している。しかし、量販店等による協賛金の要請や従業員の派遣要請等の違反行為は跡を絶たない。（津市）
- ・ 最近の市場では特に大規模小売業者の立場が非常に強くなっている。全国のマーケットシェアで見ると大規模小売店の占める割合は10%程度とそれ程高くないように思われるが、メーカーからみると売上の10%というのは非常に大きな割合を占めるものであり、取引できるかどうかは大きな問題である。（大阪市）

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局官房総務課
	電話 03-3581-3574（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/

- ・ 課徴金については、アメリカの罰金やEUの制裁金と同水準まで算定率を引き上げるとともに、調査への協力を拒むなど悪質な事業者には増額し、その一方で、調査に協力する事業者には減額することができるよう、公正取引委員会に裁量を与えるべきである。(福岡市)
- ・ 消費者にとって価格が安いのは良いことであるが、大規模事業者との価格競争の結果、地域の中小事業者がどんどん消えてしまっており、不便を感じる。地域の中小事業者の育成という観点からも、不当廉売を行っている事業者の取締りが必要である。(那覇市)

2 下請法

- ・ 消費税率が引き上げられるが、それに伴って下請事業者が増税分を親事業者に対する販売価格に転嫁できているか、チェックをしっかりと行ってほしい。(盛岡市)
- ・ 下請取引については不況の下で資金繰りが厳しい下請事業者も多いことから、違反行為に対して早急な改善が求められるものであり、書面調査の結果を待ってからでは遅いといった事情も見受けられる。しかしながら、下請事業者から公正取引委員会に申し出ると取引を切られてしまうのではないかと、といった不安が常に存在することから、下請事業者が不利益を受けないような措置を採ることも必要ではないか。(大阪市)

3 国際協力

- ・ 九州から東南アジアなど海外に進出する企業が今後も増加すると考えられるので、公正取引委員会においては、国際的な視野で、海外における独占禁止法を運用する関係機関と連携して活動してほしい。(福岡市)

4 広報・広聴

- ・ 商工会議所や商工会などから独占禁止法等の勉強会を行ってほしいとの声が上がっているので、協力をお願いしたい。(さいたま市)
- ・ 公正取引委員会が違反事例を公表することは、何が問題なのかを中小事業者が具体的に理解し学ぶことができる機会なので、今後もぜひ続けてほしい。(津市)
- ・ 中・高・大学生に対して独占禁止法教室を開催するなど若者を対象とした広報活動を行っているということだが、若い頃にこういった教育を受けることは非常に良いと思うので、今後も推進してほしい。(広島市)
- ・ 独占禁止法違反事件の摘発を機に、その地域での独占禁止法遵守意識の向上を積極的に図るべきである。公正取引委員会は必ずしも身近な機関ではないし、パンフレットだけでは伝わらない部分も多いので、公正取引委員会には法の周知や啓発を積極的に行っていただきたい。(高知市)

5 その他

- ・ 景品表示法が3年ほど前に消費者庁に移管されたが、公正取引委員会も地方事務所においては、消費者庁と連携して景品表示法に関する調査等を行っているということであり、引き続き消費者庁との協力関係を維持してほしい。(宇都宮市)
- ・ 消費者は、表示の内容を信じて商品やサービスを選択しており、不当表示がないかもっと調べてほしい。(那覇市)

地方有識者と公正取引委員会との懇談会 開催一覧

地域	開催日	担当委員等
旭川市	11月9日	山本 和史 事務総長
盛岡市	11月9日	幕田 英雄 委員
宇都宮市	11月9日	小田切 宏之 委員
さいたま市	11月20日	山本 和史 事務総長
津市	11月9日	浜田 道代 委員
大阪市	11月8日	浜田 道代 委員
広島市	11月22日	山本 和史 事務総長
高知市	11月22日	幕田 英雄 委員
福岡市	11月22日	小田切 宏之 委員
那覇市	11月22日	浜田 道代 委員

第1 北海道地区（旭川市）

1 独占禁止法

- ・ 独占禁止法の基本的な考え方は普遍的で変わらないものかもしれないが、社会情勢の変化を見据え、法律の内容を変えなくてはならないのではないかな。
- ・ 協同組合の連合会にはかなりのパワーがある。そこで優越的地位の濫用が行われていないか、きちんと調査をしてほしい。
- ・ 中小事業者と大規模事業者では仕入価格が全く違う。中小事業者の仕入価格よりも大規模事業者の販売価格の方が安くなることがあり、同じ土俵での競争にならない。

2 広報・政策評価

- ・ 過去の入札談合事件の取材において、当地区を中心とする事件にも関わらず、当地区に公正取引委員会の出先機関がないため、取材に苦労した。そうした点も考慮して、広報体制を考えてほしい。

3 その他

- ・ 公正取引委員会は消費者にとっては縁遠く、日常生活に一番関係があるかもしれない機関にもかかわらず、少し距離があるように感じる。消費者セミナーで、公正取引委員会と自分たちの生活がどのように関係しているのか分かりやすく説明していただけるのではないかと期待している。

第2 東北地区（盛岡市）

1 独占禁止法

- ・ 東日本大震災復興事業について、岩手県、宮城県と福島県が発注する物件の落札率は震災前と比較して高くなっている。談合が行われていないか、原材料・資材の価格カルテルが行われていないか調査し、復興予算が無駄に使われないようにしてほしい。

2 下請法

- ・ 消費税率が引き上げられるが、それに伴って下請事業者が増税分を親事業者に対する販売価格に転嫁できているか、チェックをしっかりと行ってほしい。
- ・ 下請事業者が泣き寝入りをしているという相談を受けており、そのような行為は是正させるべきと考えているが、情報提供者が特定されてしまうという問題に直面している。

3 広報・政策評価

- ・ 東日本大震災を通じて分かったのは、事業者団体に加入していない中小事業者は、行政情報をはじめとする様々な情報を得る機会が少ないということである。そのような中小事業者は、独占禁止法や下請法についての知識も少なく、法律上問題になりそうな行為を親事業者から受けていても、泣き寝入りをしている。このため、特に親事業者に対する更なる啓発活動が必要である。

4 その他

- ・ 東日本大震災復興事業が本格化していく中で、どのように競争を確保すべきかが重要な課題になっていくと思われる。可能ならば、時限的でもよいので、東北事務所の職員数を増やすなどして体制を強化してほしい。

第3 関東甲信越地区①（宇都宮市）

1 独占禁止法

- ・ 独占禁止法違反行為を取り締まることは、事業者が入札談合等の違反行為から抜け出すきっかけになるとともに、違反行為に関与していた従業員を救うことにもなると思う。
- ・ 消費税率の引上げに伴い、公正取引委員会や関係機関には、消費税率の引上げ分が適正に転嫁されるよう普及啓発活動を行うとともに、転嫁拒否行為に対する取締り・監視をしっかりと行ってほしい。
- ・ 公正取引委員会が9月に公表した「電力市場における競争の在り方について」の提言が実効性を伴うものとなるようにしてほしい。

2 下請法

- ・ 中小事業者は苦しい経営状況が続いており、下請いじめの問題が潜在的に数多くあると思われる。公正取引委員会では、下請法に基づく書面調査等により、積極的に情報収集を行っているとのことであるが、公正取引委員会は各県に出先機関を置いていないため、中小事業者の声が公正取引委員会に適切に届くよう、より効果的な情報収集の仕組みを検討してほしい。

3 広報・政策評価

- ・ 消費者が公正取引委員会の取組や競争の大切さを理解するきっかけは少ない。消費者力を高めることは非常に重要であると考えており、一般消費者にも公正取引委員会の取組を説明する機会を積極的に作ってほしい。
- ・ 公正取引委員会の活動を国民に知らせるために、積極的な広報活動が必要であると思う。特に、業種・業界別の講習が効果的であると考えられるので、一層力を入れるとよい。
- ・ 公正取引委員会は、多くの企業を対象に優越的地位の濫用や下請法の説明会を行い、企業のトップから中間管理職、営業担当者までの会社全体としてコンプライアンスに取り組めるような社内体制確立の手助けを行ってほしい。

4 その他

- ・ 景品表示法が3年ほど前に消費者庁に移管されたが、公正取引委員会も地方事務所においては、消費者庁と連携して景品表示法に関する調査等を行っているということであり、引き続き消費者庁との協力関係を維持してほしい。

第4 関東甲信越地区②（さいたま市）

1 独占禁止法

- ・ 量販店等では安い価格で酒が販売されているが、独占禁止法上問題となるケースもあると思うので、しっかり監視してほしい。

2 下請法

- ・ 下請事業者への支払遅延や代金減額等が行われないよう監視するとともに、マスコミを活用するなどして、下請法に関する広報活動を一層強化し、親事業者及び下請事業者に対する周知を徹底させてほしい。
- ・ 今後、消費税率が引き上げられるが、消費税率引上げ分を価格に転嫁することは中小事業者の経営存続のために必要不可欠であることから、消費税転嫁拒否が行われた場合には、公正取引委員会等が指導を行うなどしっかり取り組んでほしい。
- ・ 下請取引において、下請事業者が、契約を書面で交わす必要性に疑問を持つケースがあるなど、下請事業者が、下請法は下請事業者を保護する法律であることを理解していない面があるように思うので、下請事業者側に下請法の周知をすることも必要ではないか。

3 広報・政策評価

- ・ 商工会議所や商工会などから独占禁止法等の勉強会を行ってほしいとの声が上がっているので、協力をお願いしたい。
- ・ しっかり広報活動を行い、独占禁止法等の周知を図れば、独占禁止法等の違反行為は減るのではないかと考える。情報が必要な人に分かりやすい形で伝えるような広報活動を行ってほしい。

第5 中部地区（津市）

1 独占禁止法

- ・ 平成21年に公正取引委員会に優越的地位濫用事件タスクフォースが設置されて以降、優越的地位の濫用に関する措置件数は大幅に増加している。しかし、量販店等による協賛金の要請や従業員の派遣要請等の違反行為は跡を絶たない。

2 下請法

- ・ 実際には、優越的地位の濫用や下請法違反が行われた場合でも、取引先との力関係で泣き寝入りしている中小事業者も少なくない。そういう意味でも、独占禁止法や下請法について、積極的な広報活動により認知度を高め、中小事業者の取引の改善を図っていく必要があると考えている。

3 広報・政策評価

- ・ 公正取引委員会の活動の中でも地域に密着したものは新聞記事にもなりやすい。読者も公正取引委員会の活動を知ることができ、また、事業者もどのような行為が独占禁止法に違反するのかが分かると思う。
- ・ 公正取引委員会が違反事例を公表することは、何が問題なのかを中小事業者が具体的に理解し学ぶことができる機会なので、今後もぜひ続けてほしい。

4 その他

- ・ 中小事業者の団体は、中小事業者の代表として、会員事業者に対し、独占禁止法や下請法という法律があり、守ってもらえる場面があるということを伝えるとともに、公正な契約を結んだ上で取引をする環境を作るという面で公正取引委員会と連携して活動していかなければならないのではないかと考えている。

第6 近畿地区（大阪市）

1 独占禁止法

- ・ 電力料金については、供給に要した費用に利益等を上乗せして決定するシステムになっているようであるが、発電等の供給に要する費用が増加しても決して利益を減らすことのない価格設定というのは到底理解できない。そのような価格を事業者に一方的に押し付けるのは優越的地位の濫用に該当するのではないか。
- ・ グローバルな競争の中では、企業結合規制について、よりスピーディーな対応が求められると考えられる。グローバルな市場をどう考慮するかについて、より具体的な基準・指標を作成することが必要ではないか。一方、ユーザー側からの視点も必要であり、企業結合に伴うユーザーのメリット・デメリットを考慮することも重要である。
- ・ 最近の市場では特に大規模小売業者の立場が非常に強くなっている。全国のマーケットシェアで見ると大規模小売店の占める割合は10%程度とそれ程高くないように思われるが、メーカーからみると売上の10%というのは非常に大きな割合を占めるものであり、取引できるかどうかは大きな問題である。

2 下請法

- ・ 下請取引については不況の下で資金繰りが厳しい下請事業者も多いことから、違反行為に対して早急な改善が求められるものであり、書面調査の結果を待つからでは遅いといった事情も見受けられる。しかしながら、下請事業者から公正取引委員会に申し出ると取引を切られてしまうのではないかと、といった不安が常に存在することから、下請事業者が不利益を受けないような措置を採ることも必要ではないか。

3 広報・政策評価

- ・ カルテルや入札談合が独占禁止法に違反する行為であるということは、公正取引委員会の広報活動によってかなり周知徹底されてきていると思うが、地方ではまだその認識が弁護士においても不十分であると感じることも多い。引き続き、地方の企業や弁護士等への広報活動も積極的に行う必要がある。

第7 中国地区（広島市）

1 独占禁止法

- ・ 先日、アメリカにおいてカルテルを行っていた日本企業の担当者が1年の禁固刑を受けたとの報道を見て驚いた。この報道を見る限り、欧米と比べ日本の規制は非常に緩やかだと感じた。

2 下請法

- ・ 自動車産業や造船業では毎年のように値下げ要求が行われており、そのような状況下において、下請事業者は消費税の転嫁問題について非常に懸念している。スムーズに消費税の転嫁が行われるような仕組みづくりや取組をお願いしたい。
- ・ どういった情報があれば公正取引委員会は動いてくれるのか、どうすれば下請事業者が傷つくことなく親事業者による不当な行為をやめさせることができるのかといった情報を広く示していただけると助かる。

3 広報・政策評価

- ・ 中・高・大学生に対して独占禁止法教室を開催するなど若者を対象とした広報活動を行っているということだが、若い頃にこういった教育を受けることは非常に良いと思うので、今後も推進してほしい。

4 その他

- ・ 中小事業者は、今度の消費税増税について不安に思っている。消費税の転嫁問題については、実効性のある制度作りを是非お願いしたい。

第8 四国地区（高知市）

1 独占禁止法

- ・ 今回の高知県で起きた入札談合事件を見ていて感じたのは、法を順守すべき公務員が法を犯したことが問題であり、発注者がまず法を守るように働きかけ、そして、事業者に対しては事前の教育や監視等に力を入れることが違反行為の未然防止にとって重要である。

2 下請法

- ・ 下請法違反事件においては、事件措置後に親事業者による犯人探しが始まり、公正取引委員会に情報提供した下請事業者が取引を切られるといった報復措置を受ける心配がある。下請法違反事件の措置後、下請事業者との取引に関するフォローアップ調査を行うべきである。

3 広報・政策評価

- ・ 独占禁止法違反事件の摘発を機に、その地域での独占禁止法遵守意識の向上を積極的に図るべきである。公正取引委員会は必ずしも身近な機関ではないし、パンフレットだけでは伝わらない部分も多いので、公正取引委員会には法の周知や啓発を積極的に行っていただきたい。

4 公正取引委員会の体制強化

- ・ 公正取引委員会のこれまでの法運用実績や今後期待される役割に比して人員が少な過ぎると思われる。

5 その他

- ・ 消費税率の引上げについて、商品等の価格を消費税込みの総額で表示している場合には、中小事業者が増税分を商品等の価格に転嫁することが極めて困難になると考えられる。

第9 九州地区（福岡市）

1 独占禁止法

- ・ 課徴金については、アメリカの罰金やEUの制裁金と同水準まで算定率を引き上げるとともに、調査への協力を拒むなど悪質な事業者には増額し、その一方で、調査に協力する事業者には減額することができるよう、公正取引委員会に裁量を与えるべきである。
- ・ 課徴金減免制度は機能しており、違反行為の発見や証拠収集において有効な手段となっていると評価できる。これを更に活用するためには、課徴金の算定率を引き上げるなど強化することにより、企業が同制度を利用するインセンティブを高めることが必要である。
- ・ 中小事業者の経営を困難に陥らせる不当廉売や差別対価については、公正取引委員会はより一層厳しい姿勢で調査を行い、違反行為に対しては厳正に対処してほしい。

2 下請法

- ・ 親事業者による下請法違反行為の未然防止を図るとともに、商取引において弱い立場にある下請事業者を保護する観点から、今後とも親事業者を対象とした実効性のある研修を行ってほしい。

3 国際協力

- ・ 九州から東南アジアなど海外に進出する企業が今後も増加すると考えられるので、公正取引委員会においては、国際的な視野で、海外における独占禁止法を運用する関係機関と連携して活動してほしい。

4 広報・政策評価

- ・ 違反したことが新聞等で報道されると企業も真剣に考えるものである。処分が厳しいほど報道される機会が増えることから、処分の厳罰化は広報にもつながる。
- ・ 消費税率が引き上げられることから、特に取引上強い立場にある事業者に対して、消費税は価格に転嫁されるものであるとの明確なメッセージを発信するなど、公正取引委員会においても円滑な価格転嫁実現のための広報、指導等の諸対策を講じられるよう要望する。
- ・ 複雑化した社会の中で職務を円滑に遂行するためには、広報がより重要になる。なぜ競争が必要なのかについて、現在のパンフレットでは理解しづらいので、更に工夫して今まで以上に分かりやすく訴えてほしい。

第9 沖縄地区（那覇市）

1 独占禁止法

- ・ 消費者にとって価格が安いのは良いことであるが、大規模事業者との価格競争の結果、地域の中小事業者がどんどん消えてしまっており、不便を感じる。地域の中小事業者の育成という観点からも、不当廉売を行っている事業者の取締りが必要である。

2 広報・政策評価

- ・ ホテルなどの大規模事業者と納入業者の取引において、納入業者は弱い立場にあるが、問題のある行為を受けても公正取引委員会に情報提供しにくい。納入業者が問題のある行為を受ける前に、違反行為の未然防止のため、外資系の企業も含めた大規模事業者に対し、本社や取引現場での積極的な周知活動に努めてほしい。
- ・ 中小事業者には独占禁止法についての知識・認識が少ない者もいるので、積極的に広報し、気軽に相談できる体制を採っていただきたい。また、離島での開催を含め、地域での懇談会の開催に努めてほしい。

3 その他

- ・ 消費者は、表示の内容を信じて商品やサービスを選択しており、不当表示がないかもっと調べてほしい。
- ・ 今後、予定される消費税率の段階的引上げについて、引上げ時期において適正に転嫁できないことが考えられる。これは、民間企業間の取引だけでなく、国や地方公共団体との取引においても同様である。幅広い視点の中で、政府一体となって検討し、有効な対策を講じてほしい。